

青森県報

第二千八百三十四号

平成十九年
九月十九日
(水曜日)

目次

告示

道路の区域の変更	(道路課)	一
道路の供用の開始	(同)	二
廃川敷地等の公示	(河川砂防課)	二

公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(情システム課報)	二
県有船舶の売却に係る一般競争入札	(農林水産課)	三
出先機関		
土地改良区の定款変更の認可	(中農南地域局)	四
右	(同)	四
右	(同)	四
土地改良区の役員の退任	(西北北地域局)	四
土地改良区の定款変更の認可	(西北北地域局)	四
土地改良区の定款変更の認可	(西北北地域局)	四

1	図面番号	道路種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道			五所川原浪岡線	青森市浪岡大字郷山前字上野六二の一から青森市浪岡大字樽沢字元村一五八の一五まで	前 七・七〇メートルから 九・六〇メートルまで	後 一一・四〇メートルから 一一・八〇メートルまで	一一五・〇〇メートル	

右	(同)	四
右	(同)	四
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事務局)	五
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	五
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	六
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	(同)	七

公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則	(交通指導課)	七
---------------------	---------	---

告示

青森県告示第六百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年十月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

2	県道	三沢十和田線	三沢市岡三沢二丁目一の四から 三沢市幸町三丁目二〇の二まで	青森市浪岡大字樽沢字村元一五八の一四から 青森市浪岡大字樽沢字村元三二五の一九まで
後	前	後	前	
一四・三〇〇メートルまで	九・八〇メートルから 九・五〇メートルまで	四九・〇〇メートルから 四二・一〇メートルまで	七・二〇メートルから 四九・〇〇メートルまで	
一九〇・〇〇メートル	一九〇・〇〇メートル	四二二・三〇メートル	四二二・三〇メートル	

青森県告示第六百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年十月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十九日

青森県知事 三村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三沢十和田線	三沢市岡三沢二丁目一の四から 三沢市幸町三丁目二〇の二まで	平成一九・九・一九

青森県告示第六百七十五号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十九日

青森県知事 三村 申 吾

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年九月十九日

青森県知事 三村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
- 汎用コンピュータ及び関連サーバ等更新業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一
三 契約の方法
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成十九年八月十日

五 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社

六 契約金額
東京都港区芝五丁目七の一

七 随意契約の理由
五千八百四十八万五千円

八 契約の相手方を決定した手続
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
第一号

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

県有船舶の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

汽船東奥丸（旧試験船東奥丸）の売却

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

鯉ヶ沢港（西津軽郡鯉ヶ沢町大字浜町地先（北突堤））

四 売却する物件の構造を説明する書面及び契約条項を示す場所

西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三八四の三七

青森県水産総合研究センター総合企画室

五 入札参加の申込み

入札に参加する者は、次に定めるところにより一般競争入札参加申込書を提出しなければならない。

1 提出期間

平成十九年九月十九日から同年十月九日午後零時まで

2 提出場所

西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三八四の三七

青森県水産総合研究センター総合企画室

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三八四の三七

青森県水産総合研究センター二階会議室

2 日時

平成十九年十月九日午後一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条及び第五百十九条の規定による。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成十九年十月九日午前十時三十分から午前十一時三十分まで鯉ヶ沢港（西津軽郡鯉ヶ沢町大字浜町地先（北突堤））において現場説明を行う。

3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、杭止堰土地改良区の定款の変更を平成十九年六月六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月十九日

中南地域県民局長 九 戸 眞 樹

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、長瀬堰土地改良区の定款の変更を平成十九年七月二十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月十九日

中南地域県民局長 九 戸 眞 樹

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、石川土地改良区の定款の変更を平成十九年七月三十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月十九日

中南地域県民局長 九 戸 眞 樹

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、屏

風山土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あ っ た の で、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年九月十九日

西北地域県民局長 神 豊 勝

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任 の 年 月 日
理 事	三 橋 洋 一	つがる市木造筒木坂坂本六〇の一	平成一九 年 五 月 一 六

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区の定款の変更を平成十九年六月五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月十九日

上北地域県民局長 北 村 収

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、下砂土路土地改良区の定款の変更を平成十九年六月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月十九日

上北地域県民局長 北 村 収

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、十和田土地改良区の定款の変更を平成十九年七月三十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月十九日

上北地域県民局長 北 村 収

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年九月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	年届月日
松本陽一後援会	森 照男	中山秀人	三戸郡南部町大字鳥舌内字水上一九八三	平成一九八三
まつはし忠義後援会	武田 金之助	野坂詳二	上北郡野辺地町字中道一四の一五一九八六	一九八六
坂本正紀後援会	坂本一元	坂本俊孝	三戸郡南部町大字杉沢字東小橋八一九八六	一九八六
岡崎健吾後援会	川村康男	岡崎ユリ	むつ市川内町川内四二二の五一九八三	一九八三
山崎隆一後援会	山崎治夫	田中三男	むつ市脇野沢瀬野川目一九の一九八四	一九八四
工藤正孝後援会	谷内竹美	工藤利光	三戸郡南部町大字大向字舟場平三六の二一九八三	一九八三
工藤久夫後援会	工藤久夫	工藤広治	三戸郡南部町大字福田字町中四一九八三	一九八三
木村律行後援会	木村治朗	山内清司	三戸郡南部町大字相内字沢構七四一九八三	一九八三

はまた栄子後援会	浜田直治	長津京子	むつ市大畑町庚申堂六九の三一九八四
夏堀文孝後援会	夏堀典雄	夏堀 将太郎	三戸郡南部町大字苦米地字後小路二九一九八四
グッシュ・ノヘ	平尾雄一	佐藤文雄	上北郡野辺地町字野辺地四五一九八三
親和会	今 孝博	岩間富雄	南津軽郡田舎館村大字川部字中西田三〇の五八一九八三

青森県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十九年九月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の称	異動事項	新	旧	年届月日
自由民主党六ヶ所村支部	主たる事務所の所在地	上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附四八	上北郡六ヶ所村大字泊字川原八五の四	平成一九八〇
民主党青森県第一区総支部	代表者	橋本 隆春	三角 武男	一九八五
自由民主党青森県支部連合会	主たる事務所の所在地	青森市奥野二丁目二二三の二八	青森市松原三丁目一五の二五	一九八三
自由民主党青森県看護連盟支部	代表者	山内 和夫	富田 重次郎	一九八三
自由民主党青森県看護連盟支部	代表者	安田 千春	工藤 節子	一九八三

政党以外の政治団体

政治団体の名称		代表者		主たる事務所の所在地		会計責任者		解散年月日		届出年月日	
自由民主党大鰐町支部		代表者	吹田 昭蔵	主たる事務所の所在地 南津軽郡大鰐町大字長峰字駒ノ台一七六		代表者	山田 年伸	解散年月日 一九・八・三		届出年月日 一九・八・三	
三村申吾東北町後援会		代表者	三村 申吾	主たる事務所の所在地 上北郡東北町大浦境ノ沢六の六		代表者	齋藤 政則	解散年月日 一九・八・七		届出年月日 平成一九・八・七	
全日本不動産政治連盟青森県本部		代表者	下山 政栄	主たる事務所の所在地 上北郡東北町旭北一丁目六四六の四		代表者	米内山 正機	解散年月日 一九・八・八		届出年月日 一九・八・八	
木村太郎太山会連合会		代表者	石澤 直士	主たる事務所の所在地 小田桐 幸高		代表者	石沢 暁夫	解散年月日 一九・八・二〇		届出年月日 一九・八・二〇	
東北政経研究会		代表者	小田桐 幸高	主たる事務所の所在地 小田桐 智富		代表者	小田桐 智富	解散年月日 一九・八・二〇		届出年月日 一九・八・二〇	
堰野端のりお後援会		代表者	太田 久登	主たる事務所の所在地 堰野端展雄後援会		代表者	太田 満	解散年月日 一九・八・二〇		届出年月日 一九・八・二〇	
横山北斗後援会		代表者	青森市奥野二丁目二三の二八	主たる事務所の所在地 青森市松原三丁目一五の二五		代表者	工藤 賢一	解散年月日 一九・八・三		届出年月日 一九・八・三	
工藤久夫後援会		代表者	青森市第二問屋町一丁目三の五	主たる事務所の所在地 青森市問屋町一丁目一二の一		代表者	石館 公道	解散年月日 一九・八・三		届出年月日 一九・八・三	
日本薬業政治連盟青森県支部		代表者	塩田 亨	主たる事務所の所在地 青森市問屋町一丁目一二の一		代表者	石館 公道	解散年月日 一九・八・三		届出年月日 一九・八・三	

政治団体の名称	代表者	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
根和乃会	代表者	浅利 俊弘	一九・八・三	一九・八・三
佐藤博人後援会	代表者	佐藤 克晴	一九・八・二	一九・八・二
岡本ふじお後援会	代表者	つがる市柏広須野宮一〇の四	一九・八・三	一九・八・三
新谷いさお後援会	代表者	つがる市木造末広四〇の四三	一九・八・三	一九・八・三
新谷いさお後援会	代表者	新谷功後援会	一九・八・三	一九・八・三
二本柳 雅史	代表者	菊池 弘	一九・八・三	一九・八・三

青森県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十九年九月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
坂本正紀後援会	平成一九・八・四	平成一九・八・六
松橋勝利後援会	一九・一・三	一九・八・七
柴谷誓孝後援会	一九・二・二	一九・八・二〇
工藤久夫後援会	一九・三・三	一九・八・三
佐々木柁市後援会	一九・三・六	一九・八・三
中野高三郎後援会	一九・五・三	一九・八・六

青森県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年九月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	年届 月 日 出
相馬 鋺一 (弘前市長)	相馬鋺一後 援会	公職の種 類	弘前市長	青森県議会議 員	平成 一九・八・二四
横山 北斗 (衆議院議 員)	横山北斗後 援会	主たる事 務所の所 在地	青森市奥野二 丁目二三の二	青森市松原三 丁目一五の二	一九・八・二五

公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月十九日

青森県公安委員会委員長 橋 本 八 右 衛 門

青森県公安委員会規則第十五号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四十七号及び別記様式第五十号中「第119条の3第1項第3号」を「第119条の2第1項第3号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭